

亀岡市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項により告示する。

令和8年7月16日

亀岡市長 桂川 孝裕

1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

P a y P a y 株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

市税（市府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）

国民健康保険料

後期高齢者医療保険料

保育所保育料及び公立保育所副食費

介護保険料

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 指定の期日

令和9年3月31日